

令和7年度

指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導
(安全計画編)

大阪市福祉局障がい者施策部

1

それでは、令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
(安全計画編)を始めます。

この資料では、安全計画とは何か、どのような内容を記載すれば
よいかについて、説明します。

安全計画（令和6年4月から義務化）とは

※令和6年4月までは努力義務

障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに定めた安全に関する事項についての計画（平成二十四年厚生労働省令第十五号40条の2等）

安全計画に記載すべき内容

- (1) 事業所の設備の安全点検に関すること
- (2) 従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導
- (3) 従業者の研修及び訓練その他

2

安全計画とは、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに定めた安全に関する事項についての計画で、令和6年4月からその作成等が義務付けられています。根拠法令は、平成24年厚生労働省令第15号40条の2などです。

今年度に入ってから、安全計画がどういうものかイメージがわからないという質問を、運営指導の際によくいただきます。

安全計画がどのようなものか簡単にお伝えすると、事業所において安全に関する取り組みの年間計画を立て、その計画に基づいて、忘れないように施設の安全点検や研修・訓練などの取り組みを行い、何かあればマニュアルなどを見直して、常に最新の内容を関係者に周知しましょうということを形にしたものです。

今まで事業所で個別に行ってきた安全点検や避難訓練などの取り組みを一覧にした管理ツールのようなものだと思ってください。

この研修では、こども家庭庁支援局障害児支援課の通知にある安全計画例を元に、安全計画の策定についてお伝えします。

今回お伝えするのは、あくまで例ですので、実際には、それぞれの事業所の実態に応じたものを作成していただきますようお願いいたします。

基準上、安全計画に記載すべき事項は、事業所の設備の安全点検に関すること、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた、事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導従業者の研修及び訓練その他になります。

安全計画例 安全点検について

事業所安全計画例

(別添資料 2)

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期間	見直し(再点検)予定時期	提示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 午睡	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 食事	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 園外活動	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> バス送迎(※実施している場合のみ)	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 降雪(※必要に応じ策定)	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119 番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

◎安全点検

(1) 安全点検する項目を年間計画に記載し、計画に基づいて点検を行います。

- ・ 備品・遊具等や防火設備の点検
- ・ 避難経路等の点検
- ・ 散歩コースや公園など定期的に利用する場所の危険箇所の点検

(2) マニュアルを策定・記載し、管理します。

- ・ マニュアルは既存のものでも構いません。

こども家庭庁支援局障害児支援課通知より抜粋



それでは、安全計画の策定例について説明します。

まず、安全点検する項目を年間計画に記載し、計画に基づいて点検を行います。

例えば、備品・遊具等や防火設備の点検、避難経路等の点検、散歩コースや公園など、定期的に利用する場所の危険箇所の点検を行うことを年間計画表に記載し、点検を行います。

次に、マニュアルの策定・共有の欄には、例えば、事業所安全計画例に記載のあるようなマニュアル等を策定・記載し、管理します。

事業所の実態に即した既存のマニュアルがあれば、それを記載しても構いません。

マニュアル類を、ここに一覧で記載することによって、その管理場所や見直しを忘れないようにすることができます。

安全計画例 児童・保護者に対する安全指導等

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（事業所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
乳児・1歳以上3歳未満児				
3歳以上児				

(2) 保護者への説明・共有

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童の発達や能力に応じ、児童に安全や危険を認知させ、教育を行う時期について年間の計画を定めます。

- ・散歩時の安全指導
- ・災害や事故発生時の約束事や行動の仕方
- ・地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること

(2) 保護者に児童の安全確保について説明する時期を定めます。

- ・交通安全指導
- ・事故・災害時の連絡方法の共有

4

児童・保護者に対する安全指導等について記載します。

(1) 児童への安全指導は、児童の発達や能力に応じ、児童に安全や危険を認知させ、教育を行う時期について年間の計画を定めます。

例えば、散歩時等の安全指導、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方、地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けることなどの内容を計画に記載します。

(2) 保護者への説明・共有の欄には、保護者に児童の安全確保について説明する時期を定めます。

例えば、交通安全について、保護者自ら交通ルールを守って児童の見本になる等の通所時の交通安全指導であるとか、事故・災害時の連絡方法の共有等を定め、定期的に児童の安全確保について事業所が保護者と連携をとる体制を作ります。

安全計画例 研修及び訓練 1

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難 訓練等						
その他 ※1						

※1 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペンの使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者

◎研修・訓練

- (1) 訓練の年間計画を記載し計画立てて研修を行います。
 - ・ 救急対応の実技講習
 - ・ 不審者対応
 - ・ 119番の通報訓練
- (2) 一部の従業者のみが受講する訓練がある場合、ここに記載して忘れないよう訓練を行います。

5

研修及び訓練について記載します。

(1)訓練のテーマ・取組みについては、訓練の年間計画を策定し、計画立てて研修を行います。

例えば、心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペンの使用等のような救急対応の実技講習であるとか、

不審者の侵入を想定した実践的な訓練や119番の通報訓練を行うことを記載します。

なお、研修や訓練は常勤職員だけでなく、非常勤職員を含めた全ての従業者が参加するようにしてください。

訓練は原則全員参加ですが、もし全員参加ではない訓練があれば、(2)の訓練の参加予定者欄に、その参加予定者を記載します。

安全計画例 研修及び訓練 2

(3) 職員への研修・講習（事業所内実施・外部実施を明記）

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目録にかかわらずメモする

--

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

--

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降機管理システムを活用した安全管理等）

--

◎研修・訓練

(3) 職員が受講する研修を漏れなく記載し、管理します。

(4) 研修の情報を得た際に、情報を記載する備忘録として使えます。

◎再発防止策の徹底

再発防止策の徹底の仕方について記載し、何か問題が起こった際に必要な手順を踏みましょう。

6

研修及び訓練の続きです。

(3)職員への研修、講習の欄には、職員が受講する研修を漏れなく記載し、管理します。

(4)行政等が実施する訓練、講習スケジュールの欄は、自治体等が行う研修の情報を得た際に申し込み手続き等を失念しないように情報を記載する備忘録として使えます。

再発防止策の徹底の欄には、会議を開いて再発防止策について話し合い、情報を共有するなどの、具体的に再発防止を行う手順を記載し、何か問題が起こった際には迷わず必要な手順を踏みましょう。

その他の安全確保に向けた取り組みには、事業所独自で行っているものなどがあれば、記載し、忘れず取り組みを行ってください。

安全計画に関して基準上事業所が行うべきこと

(平成二十四年厚生労働省令第十五号40条の2等)

- 安全計画の策定
- 安全計画の従業員への周知、研修及び訓練を定期的に行うこと
- 障害児の安全確保に関して保護者との連携が図られるよう、安全計画に基づく内容を周知すること
- 定期的に見直しを行い必要に応じて安全計画の変更を行うこと

【参考】

[大阪市：送迎車両への安全装置の装備、安全計画について（…>指導>事業運営にかかる注意点）](#)

7

最後に、安全計画に関して基準上事業所が行うべきことについて説明します。

安全計画については、以下のことが必要になります。

- 1 安全計画の策定
- 2 安全計画の従業員への周知、研修及び訓練を定期的に行うこと
- 3 障害児の安全確保に関して、保護者との連携が図られるよう、安全計画に基づく内容を周知すること
- 4 定期的に見直しを行い必要に応じて安全計画の変更を行うこと

障がい児童の安全の確保を図るため、計画の策定、研修や訓練、計画の見直しを繰り返し、より実効性のある計画策定に努めてください。

送迎車両への安全装置の装備、安全計画については、本市のホームページにも掲載していますので、ご確認ください。

安全計画については、以上です。お疲れさまでした。